

町民の皆さまのご意見を募集します！

有田川町景観条例(素案)に関する意見募集

有田川町 建設環境部 建設課

日頃から町政の運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。

町では、景観を大切にしまちづくりを推進するため、「有田川町景観条例」の制定、「有田川町景観計画」の策定に取り組んでいます。

このたび「有田川町景観条例」の素案がまとまりましたので、一般公開し町民の皆さまから条例に関するご意見を募集いたします。

また、景観まちづくりの考え方を明らかにした「有田川町景観まちづくりの基本方針」の素案も一緒に公開していますので、あわせてご意見を募集いたします。

※「有田川町景観条例」の概要は裏面を参照してください。

※「有田川町景観計画」は、「有田川町景観条例」の制定後に策定する予定です。

1. 募集案件

有田川町景観条例（素案）、有田川町景観まちづくりの基本方針（素案）

2. 資料の閲覧場所

役場各庁舎、町公式ホームページ (<http://www.town.aridagawa.lg.jp/>)

3. 募集期間

平成24年8月10日（金）から8月24日（金）まで

4. 意見の提出方法

様式は自由ですが住所・氏名・連絡先を明記し、書面・FAX・電子メール等で「吉備庁舎 建設課」に提出してください。

5. お問い合わせ・意見の提出先

〒643-0021 有田川町大字下津野 2018 番地4

有田川町 建設環境部 建設課

TEL 52-2111 FAX 52-7822

Eメール b.kensetsu@town.aridagawa.lg.jp

● 「景観」という言葉・・・知っていますか？

「景観」という言葉は、普段あまり使わないと思いますが、簡単に言えば、目に見える環境のことを言います。「景色」や「風景」と同じ意味で使われます。

自分たちのまちの魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための取組が行われています。それが景観まちづくりです。

歴史・風土

文化・伝統

人々・暮らし

技術・制度

これらが一体となって
目に見えてくるものが
《景観》

● 「有田川町景観条例」とは？

有田川町らしい良好な景観の形成を図るため、景観法の施行に必要な事項などを定める条例です。具体的には、次のような事項を定めます。

- ・ 景観まちづくりの理念及び町、町民、事業者の責務
- ・ 景観計画（景観ルールなど）の策定手続に関する事項
- ・ その他良好な景観形成を図る上で必要な事項

■ 有田川町景観条例(素案)の概要

前文

- ・ 有田川町における景観まちづくりの理念を明らかにしています。

第1章 総則(第1条－第6条)

- ・ 条例の目的及び条例で使用する用語の定義を明らかにしています。
- ・ 良好な景観形成を図るため、町、町民、事業者が果たすべき責務を定めています。
- ・ 町民等の景観意識を高めるため、町に対して啓発の義務を課しています。

第2章 景観計画(第7条－第9条)

- ・ 良好な景観形成を図るため、町が景観計画（景観ルールなど）を策定することを定めています。（＊現在、町内全域を対象として和歌山県の景観計画が策定されています。）
- ・ 町が景観計画を策定（変更を含む。）する場合の手続を定めています。

第3章 行為の規制(第10条－第16条)

- ・ 景観計画（景観ルールなど）を策定した場合の届出が必要となる行為又は届出を要しない行為を明らかにしています。（＊届出が必要となる行為又は届出を要しない行為は、景観計画で定めることとなります。）
- ・ 景観ルールが守られていない場合の処分の手続などを定めています。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第17条・第18条)

- ・ 景観重要建造物又は景観重要樹木を指定（解除を含む。）する場合の手続などを定めています。

第5章 有田川町景観づくり協定(第19条)

- ・ 住民の皆さまが自発的に景観ルールを定めることができるように、町独自の制度として、有田川町景観まちづくり協定制度を設けています。

第6章 有田川町景観審議会(第20条・第21条)

- ・ 町長の付属機関として、景観を専門とする審議会を設置することを定めています。

第7章 雑則(第22条)

- ・ 条例施行の細目を規則で定めることとしています。